

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01297

研究課題名（和文）国庫を経由する資金のマクロ的統制に関する財政法学的研究

研究課題名（英文）A Study for Law and Public Finance

研究代表者

片桐 直人（Naoto, Katagiri）

大阪大学・大学院高等司法研究科・教授

研究者番号：40452312

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、貨幣に着目することで、財政法の全体的な解明をしようとすることを目指した。研究期間全体を通じて、公法学における財政分析のあり方の特徴、予算では把握されにくい財政法上の例外として設置される資金の法的統制の可能性、非伝統的政策を採用する中央銀行の金融政策の法的統制の可能性、財政民主主義や議会の支出統制権の分析、予備費といった諸点を検討し、財政と金融との連続性に留意しながら、財政法の枠組みを動的に明らかにすることができた。予定していた海外調査はコロナもあって叶わなかったが、海外も含めた研究者・実務家と意見交換を重ねることもできた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、従来十分に議論されてこなかった財政法上の制度（基金、予備費）に新たな角度から分析を加えたこと、中央銀行制度と財政制度を憲法学的に連続的に分析したこと、「国庫」が今後の財政法の体系的検討の基礎となりうることを論証したこと、議会の支出統制権と予算権との異同を論証したこと、財政立憲民主主義概念の分析を通じて新たな財政法分析の視角を提示したことなどに求められる。いずれの研究成果も学術論文のみならず、研究会等を通じて、国内外に発信され、高い評価を得ている。また成果の一部は新聞等のインタビューを通じて一般にも還元されている。

研究成果の概要（英文）：By focusing on money, this study sought to elucidate fiscal law as a whole. Throughout the entire research period, I examined (1) the characteristics of the fiscal analysis in public law studies, (2) the possibility of legal control of funds established as exceptions under fiscal law that are difficult to grasp in the budget, (3) the possibility of legal control of monetary policy by central banks that adopt non-traditional policies, (4) analysis of fiscal democracy and Congress' power to control expenditures, and (5) reserve funds. The study examined various points and was able to dynamically clarify the framework of fiscal law while paying attention to the continuity between fiscal and monetary policies. Although our planned overseas research could not be carried out due to the Corona, I was able to exchange views with researchers and practitioners, including those from overseas.

研究分野：公法学

キーワード：財政法 憲法学 財政 中央銀行 貨幣 予算 支出

1. 研究開始当初の背景

また、本研究の研究代表者は、これまで科研費若手研究(B)「貨幣を基礎とした財政憲法の理論的・制度的考察」(課題番号16K16985(2016年～2019年))の研究代表者として研究を遂行し、財政が貨幣による統治であることに着目したうえで、そのことと関連して議論しうる法制度(中央銀行制度、国債発行制度、予算制度)を法律学的手法(文献研究、国内外の研究者とのディスカッション等)によって分析し、①貨幣が適切な機能を発揮することが憲法上の要請であり、そのための仕組みとして中央銀行制度があること、②近年話題となっている仮想通貨は、既存の貨幣を置き換える可能性があるが、しかしその仕組みについても憲法的な価値を及ぼすべきこと、③国債の発行可能額は、通貨制度と密接に関係すること、④一方、財政赤字の統制を巡る憲法学的研究はまだ不十分であること、などを明らかにした。

かかる研究活動を通じて研究代表者のみならず、学会を通じた課題として認識されるようになったのが、貨幣に着目した財政法学の体系的再構築の必要性である。すなわち、従来の財政法学ないし財政憲法学は、財政の権力性に着目し、その権力性を、議会制民主主義と法治主義という二つの理念に基づいて適切にコントロールする手法を探求してきたが、これに対し、権力ではなく貨幣に着目し、財政法の全体的な解明をするのでなければ、現代財政法のコアを捉えることにはならない、という課題認識である。

2. 研究の目的

本研究では、1で述べた科研費若手研究(B)で行った研究をさらに進化させ、「『貨幣による統治』を規律する法」という意味での財政法はどのような体系的構造を有しているか」を解明するための準備作業として、財政と金融との連続性に留意し、金融法・金融行政法の思考をも取り込みつつ、財政や金融に関わるアクターや制度が多方面にわたり、それらが相互に作用しているという動態を適切に把握し得る財政法学の方法論を検討し、もって、わが国における資金の流れにおける国庫の位置づけを確認し、それを規定している法的枠組みを動的に明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

研究目的を達成するために、本研究では、文献および資料の収集・分析と、それによって得られた知見に基づく理論構築という従来の法律学的手法にのっとり、研究会や研究交流をまじえながら、研究代表者が単独で研究を進めようとした。

本研究課題について、科研費基盤(C)の助成を得られたこともあり、国内外の公法学・政治学・財政法・財政学等の文献資料については相当程度の収集が叶い、また、研究助成期間中、海外の学術データベースを購読することができた。これら収集した文献や情報の分析を通じて、研究を遂行した。

他方で、本研究では海外に出張し、現地の資料を探索や海外の研究者・実務家へのヒアリング等を行なって実証的な研究や学術上の意見交換を通じた研究手法も取り入れたいと思っていたが、助成期間の過半がコロナ流行期に該当したほか、その後の円安もあって、この面では思うような研究の進展が見られなかった。

もっとも、海外出張費が支出できなかった分は、追加の資料収集費用の充当し(コロナ期間中、海外データベースのアクセスが容易になったこともあって、現地に赴かなくても資料探索は相当可能になっていた)その分だけ充実した研究ができた面もある。

また、海外・国内の研究者・実務家との交流も、コロナ期にオンライン会議システムが急速に普及したこともあって、海外の現地調査ができなかったことは思ったよりも響かなかった。

4. 研究成果

本研究の成果を具体的に列挙すれば、(ア)貨幣・通貨に関する憲法学的分析をさらに進め通貨中央銀行制度を財政との関わりを意識しつつ検討し、両者の境界領域で生じる問題を処理する法的な枠組みとその限界を明らかにするとともに、ビットコインをはじめとする新たなデジタル通貨のガバナンス構造を憲法学的に分析したこと、(イ)従来の財政の法的統制枠組みが任務・租税・支出・予算といった国の行為形式ごとにやや独立に分化して構築されているとともに、それに伴ってそれを分析する法学もこれらの領域ごとにやはり分化していることを明らかにしたこと、(ウ)このような分化構造のもとで、租税法のように極めて厚い法学的分析が蓄積されてきた領域がある反面、公債法や非租税公課法、支出法のように十分に検討が深められたとは言えない領域があり、このような領域それぞれについて分析を進めたこと、(エ)財政法は、このような分化構造を一定のインテグリティを保つように統合する法としての機能があり、財政法学もそのような統合機能を踏まえた体系を構築すべきことを論じ、このような問題意識から、財政立憲主義、予算、経済計画といった理念や財政全体を統制する法について新たな視角から分析したことなどがある。

これらを踏まえて本研究の成果をまとめれば、次のように言えるものと思われる。すなわち、

従来の財政法学が特に注目してきたのは、「租税」や「予算」といった特定の行為形式とその法的統制枠組みである。すなわち、従来の財政法学は、かかる「租税」や「予算」を議会の議決に留保し、議会によって議決された「法律」や「予算」に国家の収入・支出を服させしめることにより、財政運営に民主的正当性を付与し、規律することを目指して、租税法律主義や法律とは異なる「予算」の法的性質や拘束力、議会での取り扱い方を主要な論点としてきたのであった。

このようないわば領域分化型の財政法研究は、たとえば、個々の支出行為が法的にどのように統制されている(統制されるべき)なのかを十分に明らかにできない。財政統制の手段としての予算が重視されるのは、官房学の影響を強く受けた19世紀以後の独仏をはじめとする大陸法諸国の伝統であり、英米法ではむしろ個別の支出の統制を基礎として見受けられるところである。もちろん、現代の財政の規模的拡大・複雑化に伴って、諸々の支出を年度ごとの計画として一覧表に取りまとめ、それを議会で総体として審議・議決しようというのが「予算」という制度の立憲民主主義的意義ではあるが、しかし、それと引き換えに、議会は個々の支出の適正を細かくチェックする役割を果たすことができなくなる。この議会が議決する総合的な予算と個別の支出の間隙を埋め、個々の支出の適正と民主的正統性を確保する役割を担うのが財政法に与えられた重要な役割である。また、現代の財政は租税以外の公課や公債収入に依存して成り立っているのであり、公債収入への依存は財政と金融の距離的な近さを示すものである。このような問題点も、租税や予算といった行為形式を領域分化的に議論するのでは十分に検討できない。本研究は、このような議論の構造を明らかにし、その間隙を埋めることに貢献したものと考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 94(5)
2. 論文標題 中央銀行の積極化と財政・金融	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 38-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 94(8)
2. 論文標題 ブロックチェーンと法（上）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 107-114
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 887
2. 論文標題 キャッシュレス社会と地方財務会計制度：公金収納を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 地方自治	6. 最初と最後の頁 2-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 93巻10号
2. 論文標題 ミクロ財政と憲法学：あるいは財政と金融の一側面	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 113-119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 36
2. 論文標題 執政としての経済政策	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 109-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 82
2. 論文標題 縮小する社会における財政の持続可能性と法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 99 - 108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 97巻1号
2. 論文標題 放送負担金判決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 148 - 156
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 91巻12号
2. 論文標題 財政法学の分化と統合	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 12 - 19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 片桐直人
2. 発表標題 予備費と予算中心主義
3. 学会等名 日本財政法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Naoto Katagiri
2. 発表標題 The Bank of Japan Act of 1997 and “quantitative and qualitative monetary easing (QQE)”
3. 学会等名 The 5th Ludwigshafen Conference on the Currency Area East Asia: Inflation and Deflation in East Asia (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 片桐直人
2. 発表標題 日本国憲法と財政規律 その埋まらない溝？
3. 学会等名 鹿島平和研究所 世代間の公平性と格差是正の訴訟等に関する調査研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 片桐直人
2. 発表標題 縮小する社会における財政の持続可能性と法
3. 学会等名 第64回日本公法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 片桐直人
2. 発表標題 統治システムとしての財政とその憲法的デザイン
3. 学会等名 統治システム研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 片桐直人
2. 発表標題 暗号の法の憲法的基礎
3. 学会等名 情報通信学会AIネットワーク法・政策研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 木下 昌彦、片桐 直人、村山 健太郎、横大道 聡	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 430
3. 書名 精読憲法判例 [統治編]	

1. 著者名 プリマヴェラ・デ・フィリッピ、アーロン・ライト、片桐 直人、栗田 昌裕、三部 裕幸、成原 慧、 福田 雅樹、松尾 陽	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 312
3. 書名 ブロックチェーンと法	

1. 著者名 駒村圭吾、待鳥聡史、片桐直人、楠綾子、富井幸雄、大村華子、吉村智志、村西良太、松浦淳介、竹中治堅、横大道聡、浅羽祐樹、櫻井智章、上川龍之進、砂原庸介、芦田淳	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 408
3. 書名 統治のデザイン	

〔産業財産権〕

〔その他〕

予備費と憲法85条 https://www.jicl.jp/articles/opinion_20220613.html
--

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------